

ボランティアポイント制度の実施状況について

(令和6年4月1日現在)

区分	横浜市	相模原市	藤沢市	平塚市	海老名市	大和市	小田原市	大磯町	松田町	山北町	寒川町	愛川町	伊勢原市	葉山町	大井町
時開 期始	平成21年10月	平成22年10月	平成22年12月	平成23年10月	平成25年6月	平成25年7月	平成25年7月	平成26年4月	平成27年9月	平成27年10月	平成28年7月	平成28年9月	平成29年10月	平成31年4月	令和2年7月
機管 関理	・公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 ・フェリカポケットマーケティング(株)	・相模原市社会福祉協議会(報償金に関しては直営)	藤沢市社会福祉協議会(平成26年度から委託)	平塚市社会福祉協議会	海老名市社会福祉協議会	直営	直営	直営	直営	直営	寒川町社会福祉協議会	直営	直営	直営	直営
制 度 名 称	「よこはまシニアボランティアポイント事業」	「さがみはら・ふれあいハートポイント事業(相模原市介護支援ボランティア事業)」	「いきいきパートナー事業」	「ひらつか元気応援ポイント事業」	「えびな元気お裾分けクラブ」	介護予防ポイント事業	介護予防ポイント事業	「大磯はつらつサポーター事業」	「松田町介護支援ボランティアポイント事業」	「山北町ボランティアポイント事業」	「寒川町シニアげんきポイント事業」	「愛川・ささえあいポイント事業」	「伊勢原市介護支援ボランティアポイント事業」	「葉山町ボランティアポイント制度」	「大井町介護予防ボランティア支援事業」
の財 整源 理上	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	65歳以上は地域支援事業(一般介護予防事業)、64歳以下は一般会計として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施	地域支援事業(一般介護予防事業)として実施
ボ ラ ン テ ィ ア の 対 象 者	介護保険第1号被保険者の市民	介護保険第1号被保険者の市民	介護保険第1号被保険者で介護保険料の未納がない市民	介護保険第1号被保険者で介護保険料の未納がない市民	介護保険第1号被保険者の市民	介護保険第1号被保険者で介護保険料と市税の未納がない市民	介護保険第1号被保険者で介護保険料と市税の未納がない市民	介護保険第1号被保険者で介護認定を受けていない町民	介護保険第1号被保険者で介護認定を受けていない町民	・介護認定を受けておらず介護保険料に未納がない1号被保険者 ・小学生以上64歳までの町民(未成年は保護者の同意を求めた上、ボランティア活動の内容が無理がないと町が判断した者(例:ゴミ出し等))	介護保険第1号被保険者で介護認定を受けていない町民	介護保険第1号被保険者の町民	介護保険第1号被保険者で、要介護・要支援・総合事業対象者の認定を受けておらず、介護保険料の未納がない市民	介護保険第1号被保険者の町民	介護保険第1号・第2号被保険者の町民
1 回 の ポ イ ン ト に 付 与 す る	1回の活動で200ポイント(30分以上)	①介護保険施設等の高齢者福祉施設でのボランティア活動 →30分以上2時間未満1ポイント、2時間以上2ポイント ②市の介護予防事業、地域包括支援センター、認知症カフェでの活動 →2ポイント(時間制限なし)	1日の活動につき1ポイント100円換算(概ね1時間以上)	概ね1時間の活動につき1ポイント100円換算 1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合には、1日最大2ポイント200円換算	概ね1時間の活動につき1ポイント100円換算 1日において2時間以上行った場合、1日最大2ポイント200円換算	概ね1時間の活動につき1ポイント100円換算 1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合には、1日最大200ポイント200円換算	概ね1時間の活動につき1ポイント100円換算 1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合には、1日最大200ポイント200円換算	1時間の活動につき100ポイント100円換算 1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合には、1日最大200ポイント200円換算	概ね2～3時間程度の介護支援ボランティア活動(主に地域サロンの運営)について1Ptを付与。 1Pt200円に換算	・1時間以上1ポイント、2時間以上2ポイント ・ゴミ出し等時間がかからない活動は1回1ポイント	・1時間以上半日以内の活動につき1スタンプ	1時間の活動につき1ポイント100円換算 1日において2時間以上行った場合、1日最大2ポイント200円換算	概ね1時間の活動につき1ポイント100円換算	1回の活動につき2ポイント(200円)	概ね2時間の活動1回につき1ポイント100円換算

区分	横浜市	相模原市	藤沢市	平塚市	海老名市	大和市	小田原市	大磯町	松田町	山北町	寒川町	愛川町	伊勢原市	葉山町	大井町
1日の上限	200ポイント (1日に複数の施設等で活動した場合でも、1日の付与は200ポイント)	なし (午前①で2ポイント取得、午後②で2ポイント取得というケースもありうる)	1ポイント	2ポイント	2ポイント (活動時間は2時間を超えて活動することも可能)	200ポイント	200ポイント	200ポイント	1Pt	・1日の内、活動した施設が変わった場合(AMはA施設、PMはB施設)はB施設での活動にも付与するため最大4ポイント	・1日につき2スタンプまで	2ポイント	200ポイント	2ポイント	2ポイント
※年間の上限(換金の上限)の略	8,000pt 8,000円 (1,000pt未満は換金の対象外(翌年度へ繰り越し))	10～19pt 1,000円 20～29pt 2,000円 30～39pt 3,000円 40～49pt 4,000円 50pt以上 5,000円 (10pt未満は換金の対象外)	50pt 5,000円 (1ptから換金可)	50pt 5,000円 (1pt100円として1ptから換金可)  ※年度(前年4月から3月までの1年間)の活動について対象	100ポイント (10000円) ※ポイントは海老名市及び姉妹都市の特産品との交換のみ	1000pt 1,000円 2000pt 2,000円 3000pt 3,000円 4000pt 4,000円 5000pt 5,000円 : : 30000pt 30,000円  (1000pt未満は換金の対象外)	1000pt 1,000円 2000pt 2,000円 3000pt 3,000円 4000pt 4,000円 5000pt 5,000円 : : 30000pt 30,000円  (1000pt未満は換金の対象外)	500～900pt 500円 1000～1400pt 1,000円 1500～1900pt 1,500円 2000～2400pt 2,000円 2500～2900pt 2,500円 3000～3400pt 3,000円 3500～3900pt 3,500円 4000～4400pt 4,000円 4500～4900pt 4,500円 5000pt以上 5,000円 (500pt未満は換金の対象外)	25Pt	10～19pt 1,000円 20～29pt 2,000円 30～39pt 3,000円 40～49pt 4,000円 50pt以上 5,000円(上限) の町商品券(9pt以下は換金対象外)	年間交換上限 50pt 5～9スタンプ 5pt→500円 10～14スタンプ 10pt→1000円 15～19スタンプ 15pt→1500円 20～24スタンプ 20pt→2000円 25～29スタンプ 25pt→2500円 30～34スタンプ 30pt→3000円 35～39スタンプ 35pt→3500円 40～44スタンプ 40pt→4000円 45～49スタンプ 45pt→4500円 50スタンプ以上 50pt→5000円	100pt 10,000円 (10ptから1pt単位で換金可)	5,000pt 5,000円 (10ptから換金可、換金率70%)	なし	288ポイント
ポイントの繰越しの	上記1,000ポイント未満について、翌年度に繰り越し	繰越しなし	繰越しなし	繰越しなし	繰越し可	翌年度末まで有効のため、結果として繰り越しできる。	翌年度末まで有効のため、結果として繰り越しできる。	繰越しなし	繰越なし	繰越なし	繰越なし	翌年度末まで有効のため、結果として繰り越しできる。	繰越し可	繰越なし	繰越なし
ポイントの有効期間	付与を受けた日の属する年の翌年12月31日まで有効	当該年度のみ	ポイント付与日の翌年度の5月末日まで有効	前年4月から3月までの1年間	なし	付与を受けた日の属する年度の翌年度末まで有効	付与を受けた日の属する年度の翌年度末まで有効	ポイント付与日の翌年度の5月31日まで有効	4月1日から翌年3月31日までの1年間 ポイントの効力は付与を受けた日の属する年度の翌年度5月末日まで有効	4月から翌年3月(年度内に貯めたポイントを翌年度5月までに換金(但し年度途中に転出・死亡等の場合は年度内に換金可))	4月1日から翌年3月31日までの1年間	登録(更新)日の翌年度末日まで有効。ただし、報償金との交換をした場合は、交換申請の日まで有効。	なし	当該年度のみ	当該年度のみ
ポイントの寄付制度	あり(ボランティア登録者の申請により市が処理)	なし	なし	あり(登録者の交付金申請時の申し出により、管理機関が対応している。)	なし	あり(ポイント事業登録者の申請により市が処理)寄附の対象はポイント事業対象者受入れ施設のみ	あり(ポイント事業登録者の申請により市が処理)寄附の対象はポイント事業対象者受入れ施設のみ	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ポイント管理	ICカードによる	手帳へのスタンプ押印による	登録カードへのスタンプ押印による	ポイント手帳へのスタンプ押印による	会員証兼ポイント手帳への押印、施設での台帳管理	ポイント手帳へのスタンプ押印による	ポイント手帳へのスタンプ押印による	ポイント手帳へのスタンプ押印による	松田町介護予防手帳へのスタンプ押印による	ポイント手帳へのスタンプ押印による	登録カードへのスタンプ押印による	ポイント手帳へのスタンプ押印による	スマホアプリによる	実績報告による(団体管理)	実施記録簿への記載による

区分	横浜市	相模原市	藤沢市	平塚市	海老名市	大和市	小田原市	大磯町	松田町	山北町	寒川町	愛川町	伊勢原市	葉山町	大井町
換金以外の特典	抽選で、協賛企業からの物品・招待券等を贈呈	なし	なし	地元の加工品等を詰め合わせた「元気応援セット」にポイント数に応じて交換 平塚市の電子マネー(スターライトマネー)にポイント数に応じて換金	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	「運動(歩行)」「脳トレ」「食事」などの健康メニューの実績に応じて、さらにポイントが貯まる。貯まったポイントは電子マネーに換金	なし	なし
ポイント対象活動(施設)	特別養護老人ホーム、老人保健施設、地域ケアプラザ、グループホーム、デイサービス、病院、子育て支援拠点、障がい者支援施設等	介護保険施設等の高齢者福祉施設、市の介護予防事業、地域包括支援センター、認知症カフェ	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、デイサービス、障がい者施設、小規模多機能型居宅介護施設、地域ささえあいセンター、地域の縁側、地区ボランティアセンター等	特別養護老人ホーム、老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、デイサービス、デイケア、病院、湘南ベルマーレ、救護施設、認知症グループホーム、子どもの施設、子ども学習支援団体、子ども食堂等	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、デイサービス、サービス付高齢者住宅等 要介護認定を受けている家庭 市または地域包括支援センターが行う事業	特別養護老人ホーム(小規模含む。)、養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能居宅介護施設、デイサービス、障がい者福祉施設	特別養護老人ホーム(小規模含む。)、養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能居宅介護施設、デイサービス、障がい者福祉施設	特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症グループホーム、デイサービス、有料老人ホーム、障がい者施設、病院等	・常設地域サロン ・あらかじめ指定を受けた町内にあるデイサービス、グループホーム、特別養護老人ホーム ・町及び地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業への協力	・町内介護施設(特別養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設)等 ・町内3会場で実施している介護予防教室 ・要介護(支援)認定者宅	・町内介護施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設、特定施設入居者生活介護施設)	町内に住所を有する介護保険法に基づく指定事業所、障害者総合支援法に基づく障害者施設、町が主催する介護予防事業の補助、住民主体のボランティア団体での活動	特別養護老人ホーム、老人保健施設、小規模多機能居宅介護施設、認知症グループホーム	地域サロン(原則週1回以上、3時間以上(うち1時間は介護予防運動))	一般介護予防事業として実施する地域介護予防活動支援事業における活動
担当課	介護保険課	高齢・障害者支援課	地域共生社会推進室	地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進課	健康づくり推進課	健康づくり推進課	福祉課	福祉課	保険健康課	高齢介護課	高齢介護課	介護高齢課	福祉課	福祉課